

北海道レクリエーション協会

2026年度

評 議 員 会

と き 2026年4月18日(土)

文書による評議員会

北海道レクリエーション協会
2026年度 評議員会
次 第

1 報告事項

- 報告第1号 休会及び脱会届、加盟申請書について
- 報告第2号 2025年度 一般会計事業報告
- 報告第3号 2025年度 一般会計決算報告
- 報告第4号 2025年度 基金会計決算報告
- 報告第5号 2025年度 会計監査報告

2 決議事項

- 議案第1号 2026年度 各専門委員会の活動推進の重点（案）
2026年度 一般会計事業計画（案）
2026年度 北海道・東北ブロック会議及び全国事業計画（案）
- 議案第2号 2026年度 一般会計予算（案）

3 その他

- 資料1 北海道に於ける課程認定校毎の申請予定者数一覧（2025年度）
- 資料2 2026年度 ニュースポーツ用具 保有一覧
- 資料3 2026年度～2027年度 役員
- 資料4 役員を選出等(内規)
- 資料5 北海道レクリエーション協会規約、組織図

2026年度 評 議 員 会

と き 2026年4月18日(土)

※ 下記1～6については、集合形式の評議員会の流れになりますがそのまま記載しています

- 1 定数確認
- 2 役員紹介
- 3 開 会
- 4 会長挨拶
- 5 議長選出
- 6 議事録署名人選出
- 7 報告事項

報告第1号	脱会届	登別レクリエーション協会	2025年9月30日
	脱会届	室蘭レクリエーション協会	2026年3月31日
	脱会届	斜里レクリエーション協会	2026年3月31日
	脱会届	北海道レクダンス研究会	2026年3月31日
	加盟届	札幌ぬの里レクリエーションクラブ	2026年4月1日

報告第2号 2025年度一般会計事業報告

(1) 事務局

ア レクリエーション運動普及振興功労者表彰(日レ表彰:11月31日)

- ・ 千 葉 養 子 (十勝帯広レクリエーション協会)
- ・ 引 木 剛 (釧路レクリエーション協会)
- ・ 内 山 純 子 (七飯レクリエーション協会)

イ 北海道レクリエーション協会表彰(10月4日)

個人奨励賞

- ・ 鈴 木 裕 子 (NPO法人函館レクリエーション協会)
- ・ 櫛 引 厚 子 (札幌レクリエーション協会)

ウ 各種会議開催

期 日	会 議 名	会場及び形態	参加者数
4月 5日(土)	第4回理事会	札幌市市民活動サポートセンター	9
4月19日(土)	評議員会	札幌市市民活動サポートセンター 集合及び書面	39
5月 9日(金)	第1回四役会議	札幌市市民活動サポートセンター	3
5月17日(土)	第1回理事会	書面	10
5月25日(日)	表彰委員会	書面	3
9月 2日(火)	第2回四役会議	札幌市市民活動サポートセンター	3
9月 6日(土)	第2回理事会	札幌市市民活動サポートセンター	6
12月20日(土)	第3回四役会議	札幌市市民活動サポートセンター	3
2月 4日(水)	第4回四役会議	札幌市市民活動サポートセンター	3
2月14日(土)	第3回理事会	札幌市市民活動サポートセンター	8
3月29日(日)	会計監査	札幌市市民活動サポートセンター	4

エ 道レクだより

- ・ 2月 1日 道レクだより (52号) 発行 293通

オ 道内外会議等出席

- ・ 6月22日(日)～23日(月)
北海道・東北ブロックレクリエーション協会協議会(仙台) 星 芳広
- ・ 12月 9日(火)～10日(水)
全国加盟団体運営代表者会議(東京) 星 芳広

(2) 専門委員会報告

① 事業委員会

- ア 全国一斉「あそびの日」キャンペーン事業の開催 北見レクリエーション協会
北海道レクリエーション協会

イ 第33回北海道レクリエーション大会の開催

10月 4日(土)～5日(日) 実行委員会担当 会場：札幌市
延べ153人

ウ 道レク講師派遣事業

- ・ 期日： 7月16日 ・ 南幌町社会福祉協議会 南幌町保健福祉総合センターあいくる
- ・ 期日： 7月28日 ・ 清田区美しが丘幼稚園 清田区美しが丘幼稚園
- ・ 期日： 8月 4日 ・ 明治安田生命 アスティ45
- ・ 期日： 8月20日 ・ 南幌町社会福祉協議会 南幌町保健福祉総合センターあいくる
- ・ 期日： 9月 8日 ・ 札幌歩こう会 市民活動プラザ星園
- ・ 期日： 9月13日 ・ 札幌歩こう会 中島公園
- ・ 期日： 9月14日 ・ 札幌歩こう会 中島公園
- ・ 期日： 9月17日 ・ 南幌町社会福祉協議会 南幌町保健福祉総合センターあいくる
- ・ 期日： 11月21日 ・ 北海道老人クラブ連合会 北見市総合福祉会館
- ・ 期日： 1月24日 ・ 介護労働安定センター北海道支部 札幌市産業振興センター

エ 委員会会議 1回

② 生涯スポーツ推進委員会

ア 生涯スポーツの普及・啓発

- ・ 6月28日 元気アップ教室・チャレンジ・ザ・ゲーム普及審判員養成
23名・会場：旭川市立大学
- ・ 7月6日 クップ体験会・函館市住吉公園
- ・ 7月12日 第24回北海道クップ大会 in 札幌
- ・ 9月21日 フォローアップでラダーゲッター普及員養成講習会
- ・ 10月5日 第33回北海道レクリエーション大会 in 札幌 2025にてクップ体験会と
ミニ大会を実施

ウ 委員会会議 1回

③ 広報委員会

ア 2月1日 「道レクだより」発行 第52号

イ (随時) ホームページの更新

ウ 委員会会議 1回

④ 人材開発委員会

ア レクリエーション・インストラクター養成講習会 (集合学習)

回	期 日	会 場	参加者数
第1回	7月19日 (土)	札幌市社会福祉総合センター	7
第2回	7月20日 (日)	札幌市社会福祉総合センター	7
第3回	8月23日 (土)	札幌市社会福祉総合センター	6
第4回	8月24日 (日)	札幌市社会福祉総合センター	6
第5回	9月20日 (土)	札幌市社会福祉総合センター	6

*日レクとの協働事業・札レク委託

イ 委員会会議 1回

⑤ 組織強化委員会

ア 加盟団体の状況 (2026年4月1日現在)

市町村団体 (別途休会3)	18団体
種目団体 (別途休会1)	5団体
領域団体	4団体
計	27団体

イ 公認指導者登録数の状況 (2026年2月18日現在)

レクリエーション・インストラクター	341名
準中級レクリエーション・インストラクター	755名
中級レクリエーション・インストラクター	64名
準上級レクリエーション・インストラクター	52名
上級レクリエーション・インストラクター	29名
レクリエーション・コーディネーター	66名
福祉レクリエーション・ワーカー	36名
余暇開発士	1名
スポーツ・レクリエーション指導者	182名
計(延べ)	1,526名

ウ 課程認定校の登録状況 (2025年3月31日現在)

専門学校	3校
短期大学	3校
大 学	2校
計	8校

エ 市町村レク協会および有資格者グループへの助成 (ガイドライン)

事業補助	9団体
------	-----

オ 課程認定校協議会への助成

事業補助	8校
------	----

カ フォローアップ講習会

参加者 (レク・イントラ養成講習会とタイアップ)	1回目	10名
	2回目	10名
	3回目	6名
	4回目	4名
	5回目	4名
参加者(フォローアップ講習独自開催)	6回目	22名

キ 委員会会議 1回

⑥ 資格審査委員会

ア レクリエーション・インストラクター公認指導者資格登録申請 (2026年2月18日現在)

新規登録者数・一般	9名
新規登録者数・学生	84名
更新登録者数	1,149名
計	1,242名

イ スポーツ・レクリエーション指導者資格登録申請 (2025年2月28日現在)

新規登録者数・一般	0名
新規登録者数・学生	31名
更新登録者数	151名
計	182名

ウ 委員会会議 1回

(3) 第23回北海道クラブ大会 in 札幌

・7月12日(土) 札幌国際大学 12チーム 76名参加

報告第3号

2025年度 一般会計決算 収入の部

単位:円

科 目	2025年度予算	2025年度決算	増 減▲	内 訳
繰 越 金	874,944	874,944	0	
日レク助成金	2,691,035	2,437,968	▲ 253,067	
一 般 新 規				
課程認定校新規	2,204,664	1,983,416	▲ 221,248	(3,864×519) - 22,000 (webサイト年間保守料)
更新登録				
交 付 金	486,371	454,552	▲ 31,819	課程認定校 31,819×8校 加盟団体助成金 200,000
元気アップ教室	50,000	39,620	▲ 10,380	日レクトoto事業
カップ大会参加料	21,000	52,000	31,000	6,000×5、3,000×6、1,000×4
団 体 加 盟 料	224,000	196,000	▲ 28,000	7,000×28 未納2
受 験 料	3,000	9,000	6,000	1,000円×9
事 業 受 講 料	74,500	155,500	81,000	
ガイドライン関連支援	25,000	62,000	37,000	フォローアップ研修会 1,000×62
新規イントラ養成	49,500	93,500	44,000	16,500×3、22,000×2
レク用品販売手数料	20,000	24,749	4,749	
雑 収 入	50,000	22,809	▲ 27,191	コピー機使用料、利息等
その他	0	118,851	118,851	寄付等
基金会計から繰入	0	0	0	
合 計	4,008,479	3,931,441	▲ 77,038	

2025年度 支出の部

科 目	2025年度予算	2025年度決算	増 減▲	内 訳
一般管理費	2,693,448	2,188,088	▲ 505,360	
人 件 費	960,000	960,000	0	
(給 与)	(960,000)	(960,000)	(0)	事務職員給料
(諸 手 当)	()	()	(0)	
(法 定 福 利 費)	()	()	(0)	
旅 費	620,000	269,790	▲ 350,210	四役会・理事会・ブロック会議・全国会議等
消 耗 品 費	50,000	22,970	▲ 27,030	・文具・コピー用紙・トナー等
印 刷 製 本 費	26,000	18,700	▲ 7,300	広報誌印刷等
食 料 費	10,000	9,944	▲ 56	会議茶菓等
水 道 光 熱 費	47,448	47,448	0	電気使用料
役 務 費	100,000	74,629	▲ 25,371	電話・Fax・郵便料・小包等
使 用 料	880,000	784,607	▲ 95,393	事務局借上・コピー機等リース料・会議室使用料等
事 業 費	763,000	766,964	3,964	
登 録 料 交 付 金	713,000	685,634	▲ 27,366	
(有 資 格 者 活 動 費)	(25,000)	(25,000)	(0)	フォローアップ
(市 町 村 レク 協 支 援)	(250,000)	(250,000)	(0)	活動支援(組織運営支援、事業グループ支援)
(会 員 サ ー ビ ス)	(20,000)	(25,000)	(5,000)	広報(道レクだより)発行
(北 海 道 レク 大 会 補 助)	(200,000)	(200,000)	(0)	
(イ ン ト ラ 養 成 (5 回))	(100,000)	(100,000)	(0)	
(市 町 村 レク 協 イ ン ト ラ 養 成 支 援)	(18,000)	(9,000)	(▲ 9,000)	イントラ等申請1名につき3,000円助成
(ク ッ プ 大 会)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(ニ ュ ー ス ポ ー ツ 普 及 事 業)	(50,000)	(26,634)	(▲ 23,366)	
元 気 ア ッ プ 教 室	50,000	81,330	31,330	
公認指導者活動支援助成	0	0	0	
団 体 助 成 費	90,000	80,000	▲ 10,000	課程認定校補助 10,000×8校
委 員 会 費	16,000	15,000	▲ 1,000	
事 業	3,000	3,000	0	委員会1回
生 涯 ス ポ ー ツ 推 進	3,000	3,000	0	委員会1回
広 報	3,000	3,000	0	委員会1回
人 材 開 発	3,000	3,000	0	委員会1回
組 織 強 化	3,000	3,000	0	委員会1回
資 格 審 査	1,000	0	▲ 1,000	
負 担 金	60,000	60,000	0	日レク負担金・賠償保険・道東北ブロック会費
雑 費	0	0	0	
予 備 費	386,031	68,256	▲ 317,775	道・東北ブロック会議参加費、慶弔費等
そ の 他	0	0	0	
基 金 会 計 へ 繰 入	0	0	0	
合 計	4,008,479	3,178,308	▲ 830,171	

2025年度 一般会計決算 収支の部

総収入 3,931,441 - 総支出 3,178,308 = 753,133

753,133円を次年度会計に繰り越し

2025年度 基金会計報告

No	預 金 先	2025年4月当初金額	2026年3月末金額
1	北海道信金普通預金	4,983,543	1,991,584
2	ゆうちょ銀行定額貯金	0	3,000,000
	合 計 額	4,983,543	4,991,584

- * 2025年9月16日に利息4,379円が入金
- * 2026年3月 9日に利息4,432円が入金
- * 2026年3月19日にゆうちょ銀行口座に3,000,000円を振込
振込料770円支出
- * 2026年3月23日にゆうちょ銀行口座より3,000,000円引き出し、
ゆうちょ銀行に定額貯金
- ※ 4,991,584円を次年度に繰り越し

報告第5号

2025年度 北海道レクリエーション協会 会計監査報告

2025年度 北海道レクリエーション協会における収入・支出について、
帳簿、領収書及び預金通帳等の監査をしましたが、誤りのないものと認め報告
します。

2026年3月29日

監事 伊藤 雅子



監事 中村 宇太子



議案第1号

2026年度各専門委員会の活動推進の重点（案）

専門委員会	委員会活動推進の重点
事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体との連携・強化 ○ 北海道レクリエーション大会の担当ブロックとの連携・調整 ○ 講師派遣体制の充実
生涯スポーツ推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体の情報等を入手し、新規発掘や連携事業を実施する ○ レクリエーション・スポーツの促進をはかる ○ スポーツリーダーの育成を行う
広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容の充実と読みやすい「道レクだより」の作成及び電子化 ○ ホームページで活動内容を広く発信するよう努める
人材開発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加盟協会と連携し、レクリエーション・インストラクター養成講習会の充実を目指す ○ 組織強化委員会と連携し、レクリエーション・インストラクター養成講習会の充実を目指す ○ 人材の育成と活動の場の提供
組織強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加盟協会の活動状況の把握と現状の理解 ○ 加盟有資格者の更新促進 ○ 加盟団体相互の連携と協力の強化 ○ フォローアップ講習会の参加者の増加と有資格者の支援
資格審査	<ul style="list-style-type: none"> ○ レクリエーション・インストラクター資格の適正な審査の推進 ○ 地域におけるレクリエーション・インストラクター養成講習会の承認業務の推進 ○ レクリエーション・インストラクター資格取得のための相談機能の拡充

2026年度 一般会計事業計画(案)

月	日	事業名	会場
4	4(土) 18(土)	・(第4回理事会) ・評議員会	・Eメール ・書面
5	9(土) 16(土)	・第1回四役会議 ・第1回理事会	・札幌市市民活動サポートセンター ・Eメール
6	5(金)	・表彰委員会	・Eメール
7	11(土) 25(土) 26(日)	・第24回北海道カップ大会 ・第1回レクリエーション・インストラクター養成集合学習 ・第2回レクリエーション・インストラクター養成集合学習	・札幌国際大学 ・札幌市社会福祉総合センター ・札幌市社会福祉総合センター
8	29(土) 30(日)	・第3回レクリエーション・インストラクター養成集合学習 ・第4回レクリエーション・インストラクター養成集合学習	・札幌市社会福祉総合センター ・札幌市社会福祉総合センター
9	12(土) 19(土) 26(土) 27(日)	・第2回四役会議 ・第2回理事会 ・第5回レクリエーション・インストラクター養成集合学習 ・フォローアップ講習会	・札幌市市民活動サポートセンター ・札幌市市民活動サポートセンター ・札幌市社会福祉総合センター ・札幌市社会福祉総合センター
10	3(土) ~ 4(日)	・第35回北海道レクリエーション大会 in 札幌 2026	・札幌市社会福祉総合センター ・ホテルノースシティ(情報交流会)
11	25(水)	・年度の評価と次年度の計画	・Eメール
12	12(土)	・第3回四役会議	・札幌市市民活動サポートセンター
1	30(土)	・第4回四役会議	・札幌市市民活動サポートセンター
2	1日(月) 13(土) 26(金)	・道レクだより第53号発行 ・第3回理事会 ・市町村レク協支援審査委員会(旧ガイドライン)	・札幌市市民活動サポートセンター ・Eメール
3	28(日)	・監査	・札幌市市民活動サポートセンター

*元気アップ教室 国際大学を予定 期日未定 チャレンジ・ザ・ゲーム

*カップ体験会 中空知レクリエーション協会と連携 会場・期日未定

2026年度 北海道・東北ブロック会議及び全国事業計画（参考）

月	日	事業名	会場
6	22(日) ～23(月)	・北海道・東北ブロック会議	・岩手県
9	5日(土) ～6日(日) 19(土)	・レク力向上委員会ワークショップ ・準上級レク・インストラクター審査会 全国一斉「あそびの日」キャンペーン2026 (9月19日から11月23日)	・東京都
10	31(金)	・上級レク・インストラクター第二次審査会	・東京都
11	21(土) ～23(月)	・全国レクリエーション大会	・熊本県
12	1(火) ～2(水)	・加盟団体運営代表者会議	・東京都
5月～7月		・準上級レク・インストラクター・オンライン講師トレーニング	オンライン 5, 6, 7月
		・準上級レク・インストラクター審査会	全国4会場5回(東京2回・福島1回・長野1回・愛媛1回)
7月～12月		・レク力向上委員会ライブ配信	全4回
8月～3月		・レク力向上委員会オンラインマネジメント編	全3回

議案第2号

2026年度 一般会計予算 収入の部(案)

科 目	2025年度決算	2026年度予算	増減▲	内 訳
繰越金	874,944	753,133	▲ 121,811	
日レク助成金	2,437,968	2,295,000	▲ 142,968	
一般新規	1,983,416	1,840,448	▲ 142,968	(3,864×482) - 22,000
課程認定校新規				
更新登録				
交付金	454,552	454,552	0	加盟団体助成金 200,000 課程認定校 31,819×8
元気アップ教室	39,620	100,000	60,380	日レクトoto助成事業2件 50,000×2
クラブ大会参加料	52,000	24,000	▲ 28,000	3,000×8
団体加盟料	196,000	189,000	▲ 7,000	7,000×27
受験料	9,000	3,000	▲ 6,000	1,000×3
事業受講料	155,500	74,500	▲ 81,000	
フォローアップ研修会	62,000	25,000	▲ 37,000	1,000×5×5
新規イントラ養成	93,500	49,500	▲ 44,000	16,500×3
レク用品販売手数料	24,749	20,000	▲ 4,749	
雑収入	22,809	20,000	▲ 2,809	利息等
指導収入等	118,851	20,000	▲ 98,851	
寄付	0	300,000	300,000	札幌レクリエーション協会より
基金会計から繰入	0	0	0	
合 計	3,931,441	3,798,633	▲ 132,808	

2026年度 予算 支出の部

科 目	2025年度決算	2026年度予算	増減▲	内 訳
一般管理費	2,188,088	2,243,448	55,360	
人 件 費	960,000	840,000	▲ 120,000	
(給 与)	(960,000)	(840,000)	(▲ 120,000)	事務職員給料
(諸 手 当)	()	()	(0)	
(法 定 福 利 費)	()	()	(0)	
旅 費	269,790	500,000	230,210	四役会・理事会・ブロック会議・全国会議等
消 耗 品 費	22,970	40,000	17,030	文具・コピー用紙・トナー等
印 刷 製 本 費	18,700	26,000	7,300	広報誌印刷等
食 料 費	9,944	10,000	56	会議茶菓等
水 道 光 熱 費	47,448	47,448	0	電気使用料
役 務 費	74,629	80,000	5,371	電話・Fax・郵便料・送料等
使 用 料	784,607	700,000	▲ 84,607	事務局借上・コピー機等リース料・会議室使用料等
事 業 費	766,964	813,000	46,036	
事 業 委 託 費	685,634	763,000	77,366	
(有 資 格 者 活 動 費)	(25,000)	(25,000)	(0)	フォローアップ
(市 町 村 レク 協 支 援)	(250,000)	(280,000)	(30,000)	活動支援(組織運営支援、事業グループ支援)
(会 員 サ ー ビ ス)	(25,000)	(20,000)	(▲ 5,000)	広報(道レクだより)発行・HP更新
(北 海 道 レク 大 会 補 助)	(200,000)	(200,000)	(0)	
(イ ン ト ラ 養 成 (5 回))	(100,000)	(100,000)	(0)	
(市 町 村 レク 協 イ ン ト ラ 養 成 支 援)	(9,000)	(18,000)	(9,000)	イントラ等申請1名につき3,000円助成
(ク ッ プ 大 会)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(ニ ュ ー ス ポ ー ツ 普 及 事 業)	(26,634)	(50,000)	(23,366)	
(公 認 指 導 者 活 動 支 援 助 成)	(0)	(20,000)	(20,000)	
元 気 ア ッ プ 教 室	81,330	50,000	▲ 31,330	日レクtoto事業
団 体 助 成 費	80,000	80,000	0	課程認定校補助 10,000×8校
委 員 会 費	15,000	16,000	1,000	
事 業	3,000	3,000	0	委員会1回
生 涯 ス ポ ー ツ 推 進	3,000	3,000	0	委員会1回
広 報	3,000	3,000	0	委員会1回
人 材 開 発	3,000	3,000	0	委員会1回
組 織 強 化	3,000	3,000	0	委員会1回
資 格 審 査	0	1,000	1,000	委員会1回
負 担 金	60,000	60,000	0	日レク負担金・賠償保険・道東北ブロック会議等
雑 費	0	0	0	
予 備 費	68,256	586,185	517,929	道・東北ブロック会議参加費、慶弔費等
そ の 他	0	0	0	
基 金 会 計 へ 繰 入	0	0	0	
合 計	3,178,308	3,798,633	620,325	

資料1

北海道に於ける課程認定校毎の申請予定者数一覧(2025年度)

レクリエーション・インストラクター		
(2026.3末現在)		
No.	課程認定校名	申請者数
1	釧路短期大学	5
2	栗山町立北海道介護福祉学校	22
3	北翔大学	1
4	(せいとく介護こども福祉専門学校 2025.3で終了)	1
5	函館短期大学	8
6	専門学校 北海道福祉・保育大学校	7
7	札幌国際大学	23
8	大原医療福祉専門学校	12
9	國學院大學北海道短期大学部	5
計		84

スポーツ・レクリエーション指導者		
(2025.3.12現在)		
No.	課程認定校名	申請者数
1	札幌国際大学	23
2	釧路短期大学	4
計		27

資料2

2025年度 ニュースポーツ用具 保有一覧

(2026年3月31日現在)

No.	品名	数量	保管場所	備考
1	マンカラ	1	道レク	
2	おりがみ工場	2	道レク	
3	クップ	3	道レク	toto
4	クップ	1	松本	toto
5	手の平バレーボール	2	道レク	チャレンジ・ザ・ゲーム用具
6	スポーツテンカ	2	松本	チャレンジ・ザ・ゲーム用具
7	ロープ	1	松本	チャレンジ・ザ・ゲーム用具
8	リングキャッチ	2	道レク1杉本1	チャレンジ・ザ・ゲーム用具
9	むかでベルト	2	松本	チャレンジ・ザ・ゲーム用具
10	ラダーゲッターフルセット	2	道レク	チャレンジ・ザ・ゲーム用具(toto)
11	スカットボールセット(含収納ケース)	1	長江	toto
12	キンボール・コンペセット	1	道レク	toto
13	キンボール(カバー1/インナーボール)	1	道レク	toto
14	ニチレクボールセット	2	道レク	toto
15	釣りっ子 I	1	長江	toto
16	釣りっ子 II	1	長江	toto
17	ふらばーるボール	2	道レク	チャレンジ・ザ・ゲーム用具
18	モルック	3 2	道レク 長江	ニュースポーツ用具

資料3

2024年度～2026年度 北海道レクリエーション協会役員

役員	氏名		備考
	旧	新	
会長 1名	蔵満保幸	蔵満保幸	選考委員会
副会長 1名	小田正則	小田正則	会長推薦
理事長 1名	星芳広	星芳広	会長推薦
理事 6名	熊谷邦子	寺腰一美	道央ブロック・選考委員会推薦
	佐藤宏樹	市川恵子	道東ブロック・選考委員会推薦
	川口宣広	椿原宏哉	道北ブロック・選考委員会推薦
	松本伸吾	松本伸吾	道南ブロック・選考委員会推薦
	寺腰一美	橋場俊輔	理事長推薦
	長江孝	佐藤真由美	理事長推薦
監事 2名	中村宇太子	中村宇太子	選考委員会推薦
	伊藤雅子	伊藤雅子	選考委員会推薦
事務局長 1名	星芳広	星芳広	会長推薦
事務局次長 1名	なし	なし	会長推薦
会計 1名	長江孝	長江孝	会長推薦

役員を選出等(内規)

第1章 役員選出方法

第1条 この内規は、本規約 11 条の規定に基づき、役員選考委員会及び会長・理事長により推薦された結果について評議員会に提案するものとする。

第2条 役員選考委員会の構成は、道南、道央、道東、道北の4ブロックから各1名の代表者と事務局長の計5名で構成する。

区 分	関係レク協会
道南ブロック (5)	伊達・七飯・函館・とうや湖
道央ブロック (6)	岩見沢・恵庭・札幌・札幌レクラボ・千歳市・後志・札幌あいの里
道東ブロック (5)	北見・釧路・十勝帯広・南十勝年輪
道北ブロック (3)	旭川・中空知・るもい健康楽
役員選考委員の中から委員長、副委員長を互選し、当該委員会の招集は委員長が行う。	

第3条 役員定数と選出内容は次のとおりとする。

役員定数	選 出 内 容	
会 長	1名	・役員選考委員会による推薦
副会長	1名	・会長による推薦
理事長	1名	・会長による推薦
理 事	4名	・役員選考委員会による推薦 (各ブロック1名)
	2名	・理事長による推薦 (学識経験者、種目・領域団体にも配慮する。)
監 事	2名	・役員選考委員会による推薦
事務局長 (総務担当理事)	1名	・会長による推薦
事務局次長	1名	・会長による推薦
会 計	1名	・会長による推薦

第4条 役員任期における辞任・選任については、規約第 29 条の規定に基づき、理事会の専決事項とする。

第5条 選考委員会の任期は、役員改選時に始まり、評議員会において役員が承認されたときをもって終わる。

第2章 役員を選任後の処遇

第6条 役員を選任後における処遇については、規約第10条の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 永年理事長以上の職にあった者については、当該者の承認を得て「顧問」とすることができる。
- (2) 永年理事長以下の職にあった者については、当該者の承認をえて「参与」とすることができる。

この規定は、平成13年 4月21日から適用する。

この規定は、平成17年 4月23日から適用する。

この規定は、平成21年 4月18日から適用する。

この規定は、平成23年 4月16日から適用する。

この規定は、平成28年 4月23日から適用する。

この規定は、令和5年 4月15日から適用する。

この規定は、令和8年 4月17日から適用する。

北海道レクリエーション協会規約

第1章 総 則

第1条 この会は、北海道レクリエーション協会と称する。

第2条 この会の事務所を、札幌市北区あいの里1条7丁目2番13号 星芳広方に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この会は、道民の余暇生活を開発・充実させるために、レクリエーションの総合的な普及進行を図ると共にレクリエーションに関する活動を行う他の団体に対する支援を行い、もって道民の心身の健全な発展と明るく豊かで活力のある道民生活の形成に資することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) レクリエーションの総合的な普及振興を図る。
- (2) レクリエーションに関する組織の強化及び発展のための支援と相互の連絡・調整を図ること。
- (3) レクリエーションに関する各種大会を開催すること。
- (4) レクリエーションに関する指導者を養成すること。
- (5) レクリエーションに関する調査研究をすること。
- (6) レクリエーションに関する情報提供及び啓発活動を行うこと。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

第5条 この会は、次に上げるものを加盟団体とすることができる。

- (1) 市町村団体
道内の市町村におけるレクリエーションを総合的に統括する団体
- (2) 種目団体
道内における種目ごとのレクリエーション及び生涯スポーツ団体
- (3) 職域団体
道内における職域ごとのレクリエーション団体に関係ある団体
- (4) 領域団体
道内における領域ごとのレクリエーションに関係ある団体

2 この会は、第1項に掲げる団体が加盟団体となることを会長に申し出たときは、理事会の同意を得てこれを加盟させることができる。

- 3 この会は、加盟団体が休会・復会及び脱会届を提出したときは、理事会の同意を得て、これを認めることができる。
 - 4 この会は、加盟団体が第1項に掲げる資格を失ったとき、又はこの会の加盟団体として不相当と認めるときは、理事会の同意を得てこれを脱退させることができる。
 - 5 加盟団体に関する規定は、理事会において別に定める。
- 第6条 この会は、次に掲げる道内在住の個人又は法人(以下「会員」という)を会員とすることができる。
- (1) 指導者会員
 (公財)日本レクリエーション協会の公認指導者
 - (2) 協賛会員
 本会の事業に賛同する会員
 - (3) 名誉会員
 理事会で推薦し評議員会で承認された者
- 2 指導者会員は、第5条第1項第1号に規定する団体に所属することを原則とする。
 - 3 協賛会員になろうとする者は、理事会の承認を受けなければならない。
 - 4 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。
 - 5 会員は、次の事由によって資格を喪失する。
 - (1) 脱会
 - (2) 公認指導者として登録を抹消された場合
 - (3) 死亡又は法人の解散
 - (4) 除名
- 第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て会長が除名することができる。
- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
 - (2) 本会の会員として義務に違反したとき。

第4章 役員

- 第8条 この会に、次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 1名 理事長 1名 理事 6名 監事 2名
事務局長(総務担当理事) 1名 事務局次長 1名 会計 1名
- 2 役員を加盟団体及び会員以外から選出する場合には、第6条第1項第3号に準ずる取り扱いをするものとする。
- 第9条 この会に、次の専門グループを置く。
- (1) 事業推進グループ
 - (2) 人材育成グループ

2 専門グループに次の委員会を置く。

(1) 事業推進グループ

- ・事業委員会
- ・生涯スポーツ推進委員会
- ・広報委員会

(2) 人材育成グループ

- ・人材開発委員会
- ・組織強化委員会
- ・資格審査委員会

3 専門グループ及び委員会の長は、理事長の推薦により理事の中から選任する。

4 専門グループの長は、事業委員会及び人材開発委員会の長を兼ねる。

5 委員会の委員は、委員長が推薦し理事会の承認を得るものとする。

第10条 この会に、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

2 前項について理事会で推薦し、評議員会の承認を得るものとする。

第11条 この会の会長、副会長、理事長、理事、監事、事務局長、事務局次長及び会計は評議員会において決定する。

2 選考方法については別に定める。

第12条 会長は、本会を代表し会務を総括し運営にあたる。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事長は、会長の命を受けて会務を執行する。

4 専門グループの長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代行する。

5 理事は、会務を運営する。

6 事務局長は、会長の命を受け理事長の指揮に従い、本会の会務を処理する。

7 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるときはその職務を代行する。

8 会計は、会計事務を総括し処理する。

9 監事は、会計を監査する。

第13条 この会の役員任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員再任は妨げない。

第5章 会 議

第14条 この会議は、評議員会及び理事会とする。

2 評議員は、各加盟団体から1名選出することができる。

第15条 評議員会、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) その他本会の運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 評議員会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 評議員会に提出する議案に関する事項
 - (3) 収支予算の補正に関する事項
 - (4) 表彰者に関する事項
 - (5) その他評議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 16 条 評議員会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時評議員会は、理事会が必要と認めるとき、又は評議員の 5 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。

第 17 条 会議は、会長が召集する。

- 2 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的事項、日時及び場所を記載した書面をもって少なくとも 7 日以前に通知しなければならない。ただし、会長が緊急に会議を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

第 18 条 評議員会の議長は、参加評議員から選出する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 19 条 会議は、評議員会においては評議員、理事会においては理事のそれぞれ 3 分の 2 以上の出席によって成立する。

第 20 条 評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、やむを得ない理由のため、会議に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって意志を表示したもの及び他の出席者に委任したものは、これを出席とみなす。

- 2 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第 21 条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の氏名（表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議決の経過の要領及び発言者の要旨
- (6) 議事録署名人に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 会 計

第22条 この会の会計は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 加盟団体の負担金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第23条 加盟団体の負担金に関する規定は、評議員会の承認を得て別に定める。

第24条 この会は、評議員会の承認を得て特別会計を設けることができる。

第25条 この会の資産は、評議員会の定めるところにより会長がこれを管理する。

第26条 この会の収支決算は、監査を経て、評議員会で承認を得なければならない。

第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

第28条 この規約は、評議員会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。

第8章 補 則

第29条 この規約施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

この規約は、昭和25年5月14日から施行する。

この規約は、昭和36年8月1日から施行する。

この規約は、昭和62年5月13日から施行する。

この規約は、平成4年4月29日から施行する。

この規約は、平成6年4月30日から施行する。

この規約は、平成8年4月27日から施行する。

この規約は、平成9年4月19日から施行する。

この規約は、平成10年4月25日から施行する。

この規約は、平成16年4月24日から施行する。

この規約の1部改正は、平成23年4月16日から施行する。

ただし、第8条の改正規約は平成24年4月1日から施行する。

この規約の1部改正は、令和2年5月1日から施行する。

北海道レクリエーション協会運営組織図(2026. 4.1)

